第7期東浦町高齢者福祉計画

(平成30年度~平成32年度)

概要版



1 計画策定の背景

急速な高齢化の進展により、高齢者が安心して健康で暮らせる環境づくりのために、高齢者福祉施策をさらに充実させていくとともに、新たな課題やニーズに対応するための体制づくりが必要となります。

国においては、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するため、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供されるよう、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めることとしています。

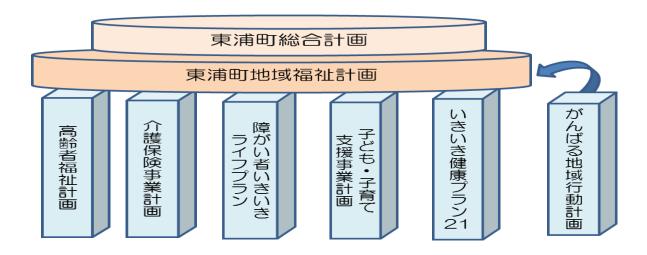
本町においても、この方向性に沿い、認知症高齢者を地域全体で見守る体制の構築や、単身・重度の要介護者等が安心して生活していくための支援を始め、これまで以上に充実した高齢者福祉施策の実現を目指し、第7期東浦町高齢者福祉計画を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、市町村が定める市町村老人福祉計画として策定するもので、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする第5次東浦町総合計画を上位計画としています。

また、平成 27 年度に策定した「東浦町地域福祉計画」は東浦町の地域福祉を包括的に定める計画であり、他の分野別計画と連携を図るもので、高齢者福祉計画の上位計画にもなります。

なお、介護保険法第117条の規定に基づき市町村が定める介護保険事業計画は、知多北部3市1町(東海市、大府市、知多市及び本町)で構成する知多北部広域連合において策定され、本計画はこの知多北部広域連合介護保険事業計画との整合性を図っています。また本計画は、第7期知多北部広域連合介護保険事業計画と同様に、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。



3 基本理念

高齢者が健康でいきいきとあんしんして地域で生活できるまち

第6期東浦町高齢者福祉計画においては、高齢者が健康でいきいきと生活していける地域づくりに向けた事業に取り組んできたところですが、本計画においても、引き続きこれらの事業を着実に進展させるとともに、高齢者や家族の状況にあったものとなるよう、検討を進める必要があります。

また、災害時等の緊急時に確実に対応できるよう、地域力の向上を図る必要があることから、本計画では、第6期東浦町高齢者福祉計画の基本理念であった「高齢者が健康でいきいきとあんしんして地域で生活できるまち」を引き続き踏襲し、本町の高齢者福祉事業がさらに充実したものとなるよう努めていきます。

4 基本目標

上位計画である第5次東浦町総合計画を踏まえ、以下の3項目を基本目標として、 高齢者福祉施策を推進します。

1 地域で暮らし続けるために
(地域包括ケアシステムの構築と生活支援の充実)

2 いきいきと活動するために
(生きがいづくりと社会参加の促進)

3 介護が必要になっても安心して暮らせるために
(介護保険事業の充実)

5 計画の体系

基本目標	施策分野	具体的施策	
	/4 / 古松本标划 4 - 12 - 2 - 2 - 4 - 12 - 2 - 2 - 4 - 12 - 2 - 2 - 4 - 12 - 2 - 2 - 4 - 12 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	①高齢者のための支援	
	(1)高齢者福祉サービスの充実	②介護者のための支援	
	(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	①介護予防・日常生活支援総合事業の推進	
		①一般介護予防	
	(3) 介護予防の推進	②高齢者いきいきマイレージ	
		③介護予防対象者把握	
		①生活支援体制整備の推進	
	(4)地域ぐるみの生活支援の推進	②介護者の会への支援	
		①地域における支援の充実	
	(5) 認知症支援施策の推進	②家族に対する支援の充実	
		③認知症支援体制の整備	
1 地域で暮らし続けるために	(6) 医療と介護の連携体制の構築	①在宅医療介護連携の推進	
(地域包括ケアシステムの構築と生活支援の充実)	(7)地域ケア会議の活用	①地域ケア会議の活用	
1,647,16,7,1		①虐待防止	
	(8) 高齢者の権利を守る支援の充実	②日常生活自立支援	
		③成年後見制度利用促進	
		④養護老人ホーム短期入所措置	
		⑤施設措置	
		①高齢者あんしんカード登録	
		②避難行動要支援者登録	
		③ひとり暮らし高齢者等見守り	
	(9) 安心・住みよいまちづくりの推進	④地域見守り推進	
		⑤ごみ出し支援	
		⑥運転免許自主返納	
		⑦シルバーハウジング生活支援	
	(1)老人クラブの支援	①老人クラブへの支援	
2 いきいきと活動するために	(2) 老人憩の家の運営	①老人憩の家の活用と整備	
(生きがいづくりと社会参加の促進)	(3)シルバー人材センターの支援	①シルバー人材センターへの支援	
		①敬老事業の充実	
	(4)生きがい活動の推進	②ふれあいサロンの支援	
		③高齢者社会参加の促進	
3 介護が必要になっても安心して 暮らせるために		①介護保険サービス	
E 7 C 0 / C 0 / C	(1)介護保険サービスの推進		

6 施策の展開

基本目標 1 地域で暮らし続けるために (地域包括ケアシステムの構築と生活支援の充実)

●施策の方向性

「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住みなれた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(医療介護総合確保推進法第2条)とされています。国は、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を目途にシステム構築を目指して、介護保険法の改正を行いました。

本町においても、高齢者やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、在宅での 自立した生活の支援や介護者家族への支援など福祉サービスを提供し、医療・介護・福祉 の関係者の連携による地域ケア体制の充実を図ることが必要です。

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで 続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。

また、これらの取組みを進めるにあたっては、第5次東浦町総合計画に示された地域 や住民と行政との協働によるまちづくりの視点をもって事業を推進していきます。

なお、虐待防止対策や認知症対策への取組みの必要性も高まっていることから、以下の 9分野を柱として計画を進めます。

●具体的施策

施策分野	施策内容	具体的施策
(1)	【実施内容】	①高齢者のため
高齢者福祉	在宅生活を行うひとり暮らし高齢者、高齢者世帯へ	の支援
サービスの	の各種サービスを実施しています。	②介護者のため
充実	また、介護者家族への支援として介護手当や介護用	の支援
	品を購入できる引換券の支給を実施しています。	
	【目標】	
	ひとり暮らしや在宅で援助を必要とする高齢者等	
	に対し、見守りや家族による介護を支援する体制及び	
	介護保険事業を補完するサービスの充実に努めます。	
	また、地域全体で高齢者を支えるネットワークを強	
	化し、地域ケア体制を充実します。	

施策分野	施策内容	具体的施策
(2) 介護予防・日常 生活支援総合事 業の充実	【実施内容】 介護保険法の改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」)を知多北部広域連合と構成市町では、平成29年4月から開始しました。要支援者に対する介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護については全国一律の基準に基づくサービスに加え、市町の実情に合わせて、住民主体の取組みを含めた多様な主体による取組みが総合事業に位置づけられ、介護予防サービスを実施しています。 【目標】 住民主体サービスの担い手やボランティアの育成など、地域の実情に合わせた、サービスの構築に努めます。	①介護予防・日 常生活支援総合 事業の推進
(3)介護予防の推進	【実施内容】 高齢者の生活機能の維持、向上に向けて、介護予防に関する活動の普及、自発的な介護予防活動の支援をしています。 また、重症化予防や加齢に伴う心身機能の低下である「フレイル」の進行を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とし、75歳以上を対象に「フレイルチェック」を実施しています。 【目標】 高齢者の生活機能維持のため、運動及び認知機能の向上を目的とした教室やイベント等を企画・運営し、参加者の増加を図ります。 また、広く介護予防の意義や重要性を健康相談等で啓発し、生活機能の維持・向上の周知を進めます。	①一般介護予防 ②高齢者いきい きマイレージ ③介護予防対象 者把握

施策分野	施策内容	具体的施策
(4)	【実施内容】	①生活支援体制
地域ぐるみの生	高齢者の地域での生活を支援していくためには、保	整備の推進
活支援の推進	健・医療・福祉・介護などの公的サービスから、地域	②介護者の会へ
	の支え合いやボランティア等が行う活動まで、高齢者	の支援
	の状況に応じた適切なサービスが提供される必要が	
	あり、元気な高齢者が担い手となって地域を支える仕	
	組みを支援しています。	
	【目標】	
	住民等の多様な主体が参画し、地域の実情に応じた	
	多様なサービスを充実させることにより、地域の支え	
	合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果	
	的かつ効率的な支援等を可能にすることを目指しま	
	す。	
	また、身近な地域における住民同士による支え合い	
	の拠点づくりとして、各地区のコミュニティ推進協議	
	会等との連携を推進します。	
	生活支援サービスや地域の居場所について見える	
	化した資源マップを配布し、周知します。	
(5)	【実施内容】	①地域における
認知症支援	認知症に対する正しい知識と理解を持つため、認知	支援の充実
施策の推進	症サポーター養成講座等で啓発を実施しています。	②家族に対する
	また、徘徊の可能性がある方の事前登録や、徘徊模	支援の充実
	擬訓練及びメールシステムを活用した行方不明者の	③認知症支援体
	捜索をしています。	制の整備
	【目標】	
	認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れ	
	た地域で安心して暮らし続けることができるような	
	ネットワークづくりに取組み、認知症の方やその家族	
	を支援するための地域支援体制を充実します。	
	また、認知症の方やその家族に早期に関わるため、	
	平成30年度から認知症初期集中支援チームを中心と	
	した、早期対応・早期診断に向けた支援体制を構築し	
	ます。	

施策分野	施策内容	具体的施策
(6)	【実施内容】	①在宅医療介護
医療と介護の連携体制の構築	情報共有システムを導入し、医療と介護関係者が情報共有し、連携しています。 また、連携強化のため、多職種研修会を実施し、関係者向けパンフレットを作成し、活用しています。 なお、住民向けに広報等で啓発をしています。 【目標】 医療と介護を必要とする高齢者が、自宅等の住み慣れた生活の場で、自分らしい暮らしを維持できるよう、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築します。	連携の推進
(7) 地域ケア会議の活用	【実施内容】 個別ケースを検討する会議と地域包括ケア構築のための会議から、地域課題の解決を検討しています。 【目標】 個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけ、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につながるよう、高齢者相談支援センターと緊密に連携し、地域全体で支援をします。	①地域ケア会議の活用

施策分野	施策内容	具体的施策
(8)	【実施内容】	①虐待防止
高齢者の権利を	介護保険事業所職員等関係者向けに、高齢者虐待対	②日常生活自立
守る支援の充実	応や虐待防止の研修を実施しています。	支援
	また、虐待を受けている高齢者に対しての保護措置	③成年後見制度
	等の体制整備を進めています。	利用促進
	【目標】	④養護老人ホー
	高齢者虐待の発生予防、早期発見、養護者に対する	ム短期入所措置
	支援を行うため、関係機関等との連携や協力体制の強	⑤施設措置
	化に努めるとともに、虐待を受けた高齢者に対する介	
	護施設への保護措置など、迅速に対応できる仕組みの	
	整備に努めます。高齢者虐待の発生予防のため、認知	
	症への理解を深めるための啓発事業を実施します。	
	また、実態把握のため、医療・介護関係者に対して	
	アンケートを実施し、課題を抽出し、今後の啓発や発	
	生予防の分析を行います。	
(9)	【実施内容】	①高齢者あんし
安心・住みよい	ひとり暮らし高齢者をあらかじめ台帳として登録	んカード登録
まちづくりの推	しておくことにより、緊急時の迅速な対応が可能とな	②避難行動要支
進	る体制整備をしています。	援者登録
	また、ゴミ出し支援や地域見守り推進事業により、	③ひとり暮らし
	定期的な支援を行っています。	高齢者等見守り
	【目標】	④地域見守り推
	ひとり暮らし高齢者及びこれに準ずる状態の高齢	進
	者の見守り等を行うことで、安否の確認・孤立感の解	⑤ごみ出し支援
	消を図ります。	⑥運転免許自主
	避難行動要支援者台帳において、自主防災会、民生	返納
	委員等との協力を図り、台帳の有効的な活用について	⑦シルバーハウ
	検討します。	ジング生活支援

基本目標2 いきいきと活動するために(生きがいづくりと社会参加の促進)

●施策の方向性

75 歳以上高齢者は、団塊の世代が75 歳以上となる平成37 (2025) 年まで増加が予測されるなかで、自らが要介護状態とならないよう、健康の保持増進に努めるとともに、自立した生活を送れるよう支援していくことが必要です。

高齢者が地域でいきいきと暮らしていくためには、高齢者自身が主体的に社会参加でき、自己実現できる地域社会づくりを推進することが必要であることから、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることが出来るように、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援します。

また、ふれあいサロン活動等の高齢者の交流活動を支援し、高齢者自身が主体的に社会参加でき、自己実現できる地域社会づくりを図ります。

●具体的施策

施策分野	施策内容	具体的施策
(1) 老人クラブの	【実施内容】 老人クラブの活動を通じて、地域における仲間づく	①老人クラブへ の支援
支援	を入りプラの活動を通して、地域における仲間づくり、健康・生きがい活動の支援しています。 【目標】 地域の方との交流や地域の担い手となる活動を支援します。 老人クラブに興味を持っていただけるような通称名で啓発し、ホームページや会報紙にて活動内容の見える化をし、会員の増加に努めます。	の文仮
(2) 老人憩の家の 運営	【実施内容】 町内老人憩の家及び東ケ丘交流館の施設修繕・耐震改修工事・備品購入等の整備を実施しています。 【目標】 高齢者が使いやすい施設の整備と、老朽化に対応した計画的な改修を進めます。 高齢者の健康増進やレクリエーションの場、交流の場の拠点として老人憩の家一般開放事業を進め、高齢者が誰でも気軽に利用できる施設運営に努めます。	①老人憩の家の 活用と整備

施策分野	施策内容	具体的施策
(3)	【実施内容】	①シルバー人材
シルバー人材	就業を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希	センターへの支
センターの支	望する60歳以上の高齢者の就業機会を提供し、高齢者の	援
援	能力を生かした活力ある地域社会づくりを進めていま	
	す。	
	【目標】	
	働く意欲のある高齢者や団塊の世代の社会参加を促	
	し、地域の活性化を図るため、シルバー人材センターが	
	行う会員募集や新たな就業先の開拓のための活動の支	
	援を進めます。	
(4)	【実施内容】	①敬老事業の充
生きがい活動	高齢者の生きがいへの寄与や地域交流の機会を提供	実
の推進	するため、75 歳以上の方の多年にわたる社会貢献に敬	②ふれあいサロ
	意を表し、長寿を祝う敬老事業を実施しています。	ンの支援
	ふれあいサロンでは、住民が気軽に集い、交流できる	③高齢者社会参
	場所を提供することにより、高齢者等の閉じこもりの防	加の促進
	止や健康維持を図ります。	
	65 歳成人式を実施し、地域参加を促す機会を提供し	
	ています。	
	【目標】	
	元気な高齢者が地域活動の担い手となり、地域を支え	
	る仕組みの支援に努めます。	
	生きがいを持ち、いつまでも健康に生活していくこと	
	ができるよう、高齢者同士のふれあいの場の確保など、	
	事業の充実に努めます。	
	敬老事業では、対象者の増加から開催場所、在り方の	
	検討を進めます。	
	ふれあいサロンでは、運営協力者の確保とともに、既	
	存施設を利用したより多くのサロン活動の場所の提供	
	を推進します。	
	65歳成人式では、参加者が増え、地域活動につなげる	
	仕組みを検討します。	

基本目標3 介護が必要になっても安心して暮らせるために (介護保険事業の充実)

●施策の方向性

高齢者が要支援・要介護状態になっても、住みなれた地域で自立した生活を営める環境を整備するためには、介護保険サービスの充実が必要であり、本町では、知多北部3市(東海市、大府市及び知多市)との共同により、知多北部広域連合を組織し、スケールメリットを活かした介護保険サービスの提供を進めるとともに、介護保険制度の円滑な運営と住民の利便性を確保するため、知多北部広域連合と連携して業務を実施しています。

また、第7期知多北部広域連合介護保険事業計画に基づき、計画的な施設整備を推進していきます。

なお、高齢者相談支援センターでは、介護保険で認定が出ているサービス未利用者の 把握及び民生委員等との連携による、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、問題を抱える 高齢者の把握・支援をしています。要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で生 活を続けていくことができるよう、専門の職員が相談に応じる等の包括的支援事業を推 進することにより、高齢者が安心して生活していける環境づくりに努めます。

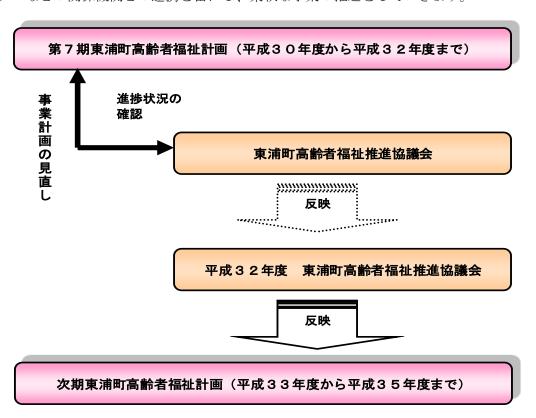
●具体的施策

施策分野	施策内容	具体的施策
(1)	【実施内容】	①介護保険サー
介護保険サービ	介護保険サービス事業では、介護保険制度の円滑な	ビス
スの推進	運営と住民の利便性を確保するため、知多北部広域連	②包括的支援
	合と連携して業務を実施します。包括的支援事業で	
	は、高齢者やその家族からの相談を受け、適切なサー	
	ビスにつなげます。	
	また、認知症のある高齢者の支援や虐待の防止・早	
	期発見など、高齢者が「自分らしく尊厳ある生活」を	
	送られるよう取り組んでいます。	
	なお、高齢者の心身の状態が変化しても、適切なサ	
	ービスを継続利用できるように、地域の医療施設等と	
	連携しています。	
	【目標】	
	第7期知多北部広域連合介護保険事業計画に基づ	
	き、町内の介護保険サービス提供体制を整備していき	
	ます。(認知症対応型共同生活介護1施設整備予定)	
	また、包括的支援事業は、高齢者相談支援センター	
	が総合相談、権利擁護事業等を実施し、要支援、要介	
	護状態となることを予防し、要介護状態になった場合	
	においても、地域において自立した生活を営むことが	
	できるよう支援します。	
	平成29年度から始動した地域福祉相談支援事業(コ	
	ミュニティソーシャルワーカー)との連携を図り、複	
	合課題を抱える世帯全員への支援体制の構築と福祉	
	のワンストップ相談窓口機能の構築を図ります。	

7 計画の推進体制

本計画が基本理念や基本目標に沿って計画的かつ効率的に実施されているかについて、 東浦町高齢者福祉推進協議会において毎年進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを図 っていくこととします。

また、健康福祉部福祉課を中心に、関係部局、社会福祉協議会、高齢者相談支援センターなどの関係機関との連携を密にし、柔軟な事業の推進をしていきます。



8 関係者・関係団体との連携

本計画は、基本理念である「高齢者が健康でいきいきとあんしんして地域で生活できるまち」を目指すものであり、そのために必要な高齢者福祉事業、介護予防事業、介護保険事業等の幅広い分野にまたがった施策を包含したものとなっています。

この基本理念を達成するため、行政が主体となって、社会福祉協議会や高齢者相談支援センターなどの関係機関をはじめ、医療機関、介護事業所などの介護保険サービス事業者との連携、さらには近隣市町との連携や、各事業についての普及啓発に努めます。

さらには、地域全体で高齢者を支えていく仕組みの構築のために、地域住民やボランティア、NPO等との協働による活動を進めます。

9 住民協働によるまちづくり

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと健康で暮らしていくためには、行政をはじめとする福祉や医療等の関係機関が連携するとともに、これら関係機関と住民との協働は欠かせません。

各地域で行われているふれあいサロンや高齢者の見守り活動などに積極的に地域住民が参加し、高齢者を支える仕組みを構築するとともに、元気な高齢者自らがボランティアなどの地域活動に参加できる環境づくりを進めることにより、地域全体で高齢者を支える、住民協働によるまちづくりを推進していきます。